

## 南城市観光地美化等環境整備委託業務（R5）仕様書

件名：南城市観光地美化等環境整備委託業務（R5）

履行場所：南城市内 別紙「位置図」、「作業範囲図」、「作業範囲詳細図」のとおり

履行期間：契約締結日の翌日から令和5年10月31日まで

業務数量：別紙参照

（目的）

第1条 本業務は、南城市の観光スポットへ通じる道路周辺や景勝地を美化し、魅力的な観光地としての景観形成を図ることで、観光客の更なる誘致を目的とする。

（適用）

第2条 本仕様書は、南城市（以下「発注者」という。）が発注する「南城市観光地美化等環境整備委託業務（R5）」に関する業務に適用する。本仕様書に明示されていない事項については、本業務の契約書に従い履行しなければならない。

また、業務履行にあたっては、この仕様書に記載されたもののほか、設計書、現場説明資料、本業務契約書ならびに関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。

（用語の定義）

第3条 監督職員、指示、承諾、協議とは次の定義による。

- （1）監督職員とは、主任現場監督員、現場監督員を総称していう。
- （2）指示とは、発注者側の発議により監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- （3）承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- （4）協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合意することをいう。

（現場代理人）

第4条 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置すること。

（一般事項）

第5条 受注者は作業に際し、作業前及び作業中に不明な点もしくは、指示事項に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

2 緊急に対処を要する場合には、電話等で報告し指示を受けるものとする。

（作業の範囲）

第6条 南城市内における、東海岸を望む道路沿線や景勝地とする。（別紙作業範囲図参照）ただし、必要に応じ、上記以外での作業や運搬が生じる場合がある。

（実働日）

第7条 本業務は通常、土日、祝日を除いた平日とするが、協議の上、別に定めることができる。

(委託業務内容)

第8条 委託業務の内容については、次のとおりとする。なお、伐開業務の作業範囲については、別紙「作業範囲詳細図」及び担当課との協議により決定する。

- (1) 国道331号及び県道86号線において、海を眺望できる良好な景観を阻害している雑草、雑木の伐開作業
- (2) 伐開後の草木回収、運搬、処分
- (3) 回収、運搬作業に伴う交通規制誘導
- (4) その他業務に関すること

2 業務に従事するにあたり、使用する機械等の取扱いについては、資格を有する者が行うこととする。

(提出書類)

第9条 受注者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ次の関係書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人届
- (3) 工程表
- (4) 職務分担表
- (5) 緊急連絡表
- (6) 法定外労災補償（建設共済等）契約書の写し
- (7) 請負業者賠償責任保険契約書の写し
- (8) 労働保険証明書
- (9) 産業廃棄物収集運搬業の許可の写し
- (10) 業務計画書
- (11) 業務日報
- (12) 写真管理表
- (13) 完了届
- (14) 完了図書一式（第20条に詳細明記）
- (15) 引渡書及び請求書
- (16) その他、監督職員が必要とするもの

(業務量)

第10条 業務量は別紙「数量総括表」のとおりとする。

(関係地権者及び周辺地元住民)

第11条 受託者は業務の履行に伴い、関係地権者及び周辺地元住民から要望があったとき、または交渉を要するときには、速やかに監督職員へ連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

(業務看板等)

第12条 受注者は履行時に、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意看

板、交通規制看板等を、監督職員の指示により設置するものとする。

(安全管理)

第13条 業務の履行にあたっては、事故の防止に万全を期するとともに、第三者に損害または危害等が及ばないように十分に注意しなければならない。また、作業時にはヘルメット、安全(反射)ベスト、安全帯等の安全用具の着用を義務付けること。

(業務内容の変更等)

第14条 業務内容を変更する必要がある時は、監督職員の指示に基づき実施するものとし、監督職員の指示があった場合には、変更に関する資料を作成し、速やかに提出しなければならない。

(部分払い)

第15条 委託期間中の出来高分について、既済部分検査を行い、その都度支払いをすることができる。(南城市契約規則第57条第2項の規定の範囲内)

2 受託者は、勤務状況(勤務日数及び時間)、使用機材等実績に基づき部分払いを請求するものとする。

(承諾及び協議事項)

第16条 本業務に関する受注者からの通知連絡、報告等はすべて監督職員が受けるものとし、承諾事項は、監督職員が承諾して、その効力を発するものとする。

(道路上の事故防止)

第17条 歩行者及び車両の通行に支障があり、事故発生の恐れのある路線の箇所は、事故を未然に防止するよう万全の措置を講じるとともに速やかに監督職員にその旨を報告するものとする。

(苦情等の報告)

第18条 作業中、地権者や沿道住民より作業に関する苦情、要望等があったときは丁重に対応し監督職員に報告するものとする。

(法令等の遵守)

第19条 受注者は、業務を実施するにあたり、法律及びこれに関連する条例、規則等、並びに本市が他の団体と締結している協議書等を遵守しなければならない。

(道路使用許可等)

第20条 受注者は、作業前に道路交通法第77条により所轄の警察署から道路使用許可を受けて作業を行うこと。また、道路を占用して作業を行う場合には作業前に当該道路を所管する道路管理者の許可を受けて作業を行うこと。

(委託の検査)

第21条 受注者は、業務が完了したときは検査を受けなければならない。

2 受注者は、検査にあたり以下の書類を作成し、業務完了時に監督職員に1部提出するものとする。

(1) 委託契約書(写し)

(2) 実施工程表

- (3) 業務日誌
- (4) 機械使用及び草木処分に関する伝票
- (5) 業務記録写真（作業前・作業中・作業後）
- (6) 各種申請書及び許可証
- (7) 業務打合せ簿
- (8) その他監督職員が必要と認めた書類

3 受注者は、検査に必要な図書などについて、監督職員又は検査員の指示に従わなければならない。

（その他）

第22条 この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により定めるものとする。